

一生のお守り

無配当 低解約返戻金型終身保険

終身保険

2025年1月改定

もしものときの一時的な費用を
一生涯サポートする保険



契約年齢 満1歳～満75歳

必ず
ご確認
ください

法人で加入をご検討される場合、
「法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと」を参照のうえ、
税務取扱についてご留意すべき事項をご確認ください。

万が一を可能な限りなくしていく
保険と健康を組み合わせた新しい価値



保険本来の役割 (Insurance)と
毎日の健康を応援する機能 (Healthcare)を組み合わせた、
SOMPOひまわり生命が提供する新しい価値です。
インシュアヘルスの提供を通じて、「万が一」を可能な限りなくし、
豊かな人生や夢の実現をサポートする存在を目指します。

一生のお守りのポイント

ポイント 1

保障は一生涯。
何歳で亡くなられても
死亡保険金を受け取れます。

ポイント 2

通常の終身保険に比べ、
保険料払込期間中の解約返戻金を70%に
おさえることにより、
**割安な保険料で一生涯の死亡保障を
準備できます。**

ポイント 3

オプションを付加することにより、
要介護1以上と認定された場合などに
介護一時金を受け取れます。
(介護一時金特約)



もしものとき

「もしものとき」は、いつか必ず誰にでも訪れます。しかし、いつ訪れるかは誰にもわからないのです。

ご家族のために、ご自分のために、いつ訪れるかわからない

「もしものとき」の準備をしておきたいと思いませんか？



「もしものとき」にかかる費用ってなに？

葬儀関連費用

通夜・葬儀へ来られる方への食事代など

お経料、戒名、お布施など寺院へ支払う費用

葬儀一式の費用

お墓の費用

など

整理資金

(生活環境の変化に対する予期せぬ出費)

自動車ローンの一括返済

引越費用

など

では、「どのくらい」「いつまで」必要でしょうか？

「どのくらい」必要？

早急に、しかも多額の出費を伴う葬儀。また、お墓がなければ墓地・墓石の購入も考えなくてはなりません。のごされたご家族の状況によって整理資金も必要です。

葬儀費用 **約118万円**

(株)鎌倉新書「いい葬儀/第6回お葬式に関する全国調査(2024年)」

墓地・墓石費用 **約144万円**

(株)鎌倉新書「いいお墓/第15回お墓の消費者全国実態調査(2024年)」

●地域ごとの差も大きいので、あくまでも1つの目安としてお考えください。

整理資金 **+ α**

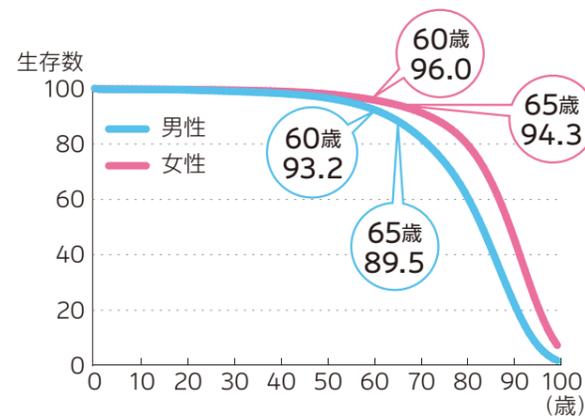
自動車ローンの一括返済 引越費用 など それぞれの状況に応じてお考えください。

「いつまで」必要？

死亡時に一時的に必要となる費用の備えは、年齢・性別を問わず必要と考えられます。平均寿命も延びる傾向にあり、一生涯の保障があると安心です。

年齢による生存数

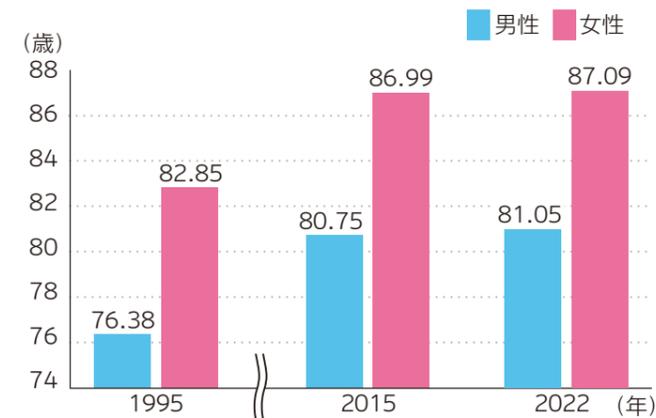
0歳時の生存数を100とした場合



厚生労働省「令和4年 簡易生命表」

平均寿命の年次推移

0歳時の平均余命



厚生労働省「令和4年 簡易生命表」

一生涯必要です。

一生のお守り なら、「もしものとき」を一生涯 保障します!

ご契約例

- ▶ 契約年齢: 30歳(男性)
- ▶ 保険金額: 500万円

▶ 保険期間: 終身

▶ 保険料払込期間: 60歳まで

▶ 特定疾病診断保険料免除特約付加

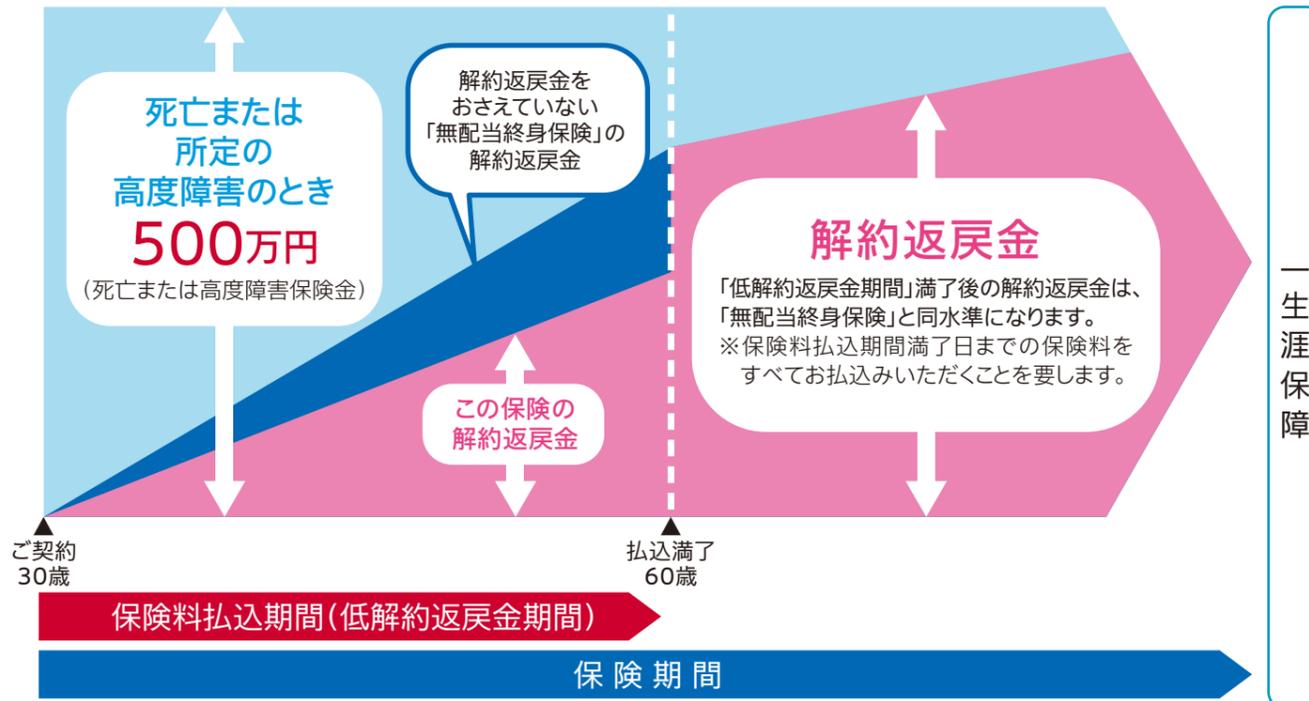
▶ 保険料払込方法: 口座振替月払

▶ 保険料: 12,550円

記載の数値は2025年1月現在のものです。

安心の保障 万が一のことがあっても!

万が一死亡された(所定の高度障害状態になった)ときには、死亡保険金(高度障害保険金)をお受取りいただけます。葬儀関連費用など一時的にかかる費用に備えることができます。



- 死亡保険金と高度障害保険金は重複してお支払いしません。
- 高度障害保険金が支払われた場合、保険契約は消滅します。

所定の高度障害状態になった場合と所定の身体障害状態になった場合で事由が異なります!

- 傷害または疾病を原因として所定の高度障害状態になられた場合には、死亡保険金と同額を高度障害保険金としてお受取りいただけます。



- 不慮の事故が原因で、事故の日からその日を含めて180日以内に所定の身体障害状態になられた場合には、以後の保険料のお払込みは必要ありません。
(疾病を原因とする身体障害状態の場合は保険料払込免除の対象外となります。)



- 所定の障害状態について詳しくは「約款別表」をご覧ください。

- 高度障害保険金は主契約の被保険者、その配偶者もしくはその直系血族、または生計を一にするその他の親族が受取人の場合には全額非課税となります。
(所得税基本通達9-20 2024年7月現在の税制によります。今後の税制改正により変更となる場合がありますのでご注意ください。)
- 高度障害保険金の支払対象となる所定の障害状態は、身体障害者福祉法などに定める障害状態などとは異なる場合があります。



セカンドライフの資金として!

保険料払込期間満了後の解約返戻金をそのままセカンドライフに活用することもできます。

保険料払込期間の最終の保険年度末までの期間を「低解約返戻金期間」として扱います。その期間は、解約返戻金を「無配当終身保険」の70%(低解約返戻金割合)におさえていますので、その分保険料は割安となっています。

- 保険料払込期間満了日までの保険料をすべてお払いいただくことを要します。
- 解約された場合、以後の保障はなくなります。

保険料払込期間満了後に保険契約を年金へ移行することもできます。
詳しくは8ページ「オプション②」をご覧ください。

お仕事の内容・健康状態・保険のご加入状況などによっては、ご契約をお引受けできない場合や保障内容を制限させていただく場合があります。

■払込保険料累計・解約返戻金・返戻率の推移

保険年度(年目)	※1 年齢(歳)	※2 払込保険料累計(円)	※2 解約返戻金(円)	※2 返戻率(%)	保険年度(年目)	※1 年齢(歳)	※2 払込保険料累計(円)	※2 解約返戻金(円)	※2 返戻率(%)
1	30	150,600	49,100	32.6	16	45	2,409,600	1,599,350	66.3
2	31	301,200	151,300	50.2	21	50	3,162,600	2,123,900	67.1
3	32	451,800	254,050	56.2	26	55	3,915,600	2,667,900	68.1
4	33	602,400	357,350	59.3	31	60	4,518,000	4,487,600	99.3
5	34	753,000	461,100	61.2	36	65	4,518,000	4,575,150	101.2
6	35	903,600	565,350	62.5	41	70	4,518,000	4,660,700	103.1
11	40	1,656,600	1,087,550	65.6	46	75	4,518,000	4,741,600	104.9

※1 上記の年齢は契約年齢または年単位の契約応当日の年齢です。

※2 上記の数値は各保険年度の期末における数値を表示しています。

- ご契約を途中で解約されると解約返戻金は多くの場合、払込保険料の合計額より少ない金額になります。
- 解約返戻金額は契約年齢、払込期間、経過年月数などによって異なります。
- 保険料払込期間満了後の解約返戻金は、無配当終身保険の解約返戻金と同水準になります。



4つのオプション

オプション① 三大疾病になっても! (特定疾病診断保険料免除特約)

三大疾病により所定の事由に該当した場合、以後の保険料のお払込みは必要ありません。

対象となる三大疾病および所定の事由

がん(悪性新生物) 被保険者が責任開始期前を含めて、初めてがん(悪性新生物)と医師により診断確定されたとき
※「上皮内がん」「悪性黒色腫以外の皮膚がん」「責任開始日から90日以内に診断確定された乳がん」は除きます。

急性心筋梗塞 被保険者が急性心筋梗塞を発病し、つぎのいずれかに該当したとき
①初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上労働の制限を必要とする状態が継続したと医師により診断されたとき
②急性心筋梗塞の治療を直接の目的として所定の手術を受けたとき
※虚血性心疾患のうち、「急性心筋梗塞」が対象です(狭心症などは対象になりません)。

脳卒中 被保険者が脳卒中を発病し、つぎのいずれかに該当したとき
①初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上言語障害などの他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師により診断されたとき
②脳卒中中の治療を直接の目的として所定の手術を受けたとき
※脳血管疾患のうち、「くも膜下出血」「脳内出血」「脳動脈の狭塞(脳血栓・脳塞栓)」が対象です。

保険料払込免除後の解約返戻金の違いについて

(A) 三大疾病により所定の事由に該当された場合(特定疾病診断保険料免除特約) と (B) 不慮の事故が原因で所定の身体障害状態に該当された場合 では、

以後の解約返戻金の推移が異なります。

50歳のときに上記の事由や状態に該当した場合のイメージ図

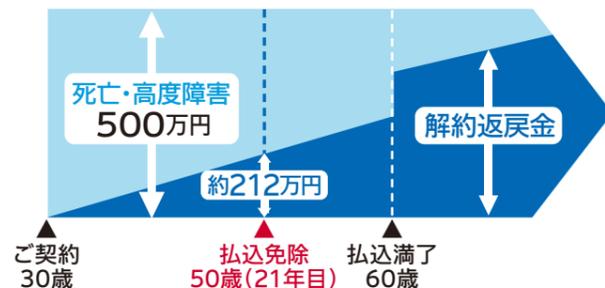
(A) 三大疾病により所定の事由に該当

該当時に以後の保険料の全額が一時にお払込みされたものとしてお取扱いします。



(B) 不慮の事故が原因で所定の身体障害状態に該当

該当後も引き続き以後の保険料のお払込みがあるものとしてお取扱いします。



保険料払込免除後の解約返戻金

事由発生時の 保険年度(年目)	年齢※1 (歳)	(A)※2 (円)	(B)※2 (円)
2	31	3,972,900	151,300
4	33	4,007,050	357,350
6	35	4,041,700	565,350
11	40	4,129,400	1,087,550
16	45	4,218,500	1,599,350
21	50	4,308,300	2,123,900
26	55	4,398,250	2,667,900

※1 左記の年齢は契約年齢または年単位の契約
 応当日の年齢です。
 ※2 左記の数値は各保険年度の期末における
 数値を表示しています。

ご契約例
 ▶ 契約年齢: 30歳(男性)
 ▶ 保険金額: 500万円
 ▶ 保険期間: 終身
 ▶ 保険料払込期間: 60歳まで
 ▶ 特定疾病診断保険料免除特約付加
 ▶ 保険料払込方法: 口座振替月払
 ▶ 保険料: 12,550円
 記載の数値は2025年1月現在のものです。

オプション② セカンドライフの生活資金が必要になっても! (年金移行特約)

特約
 保険料は
 不要です

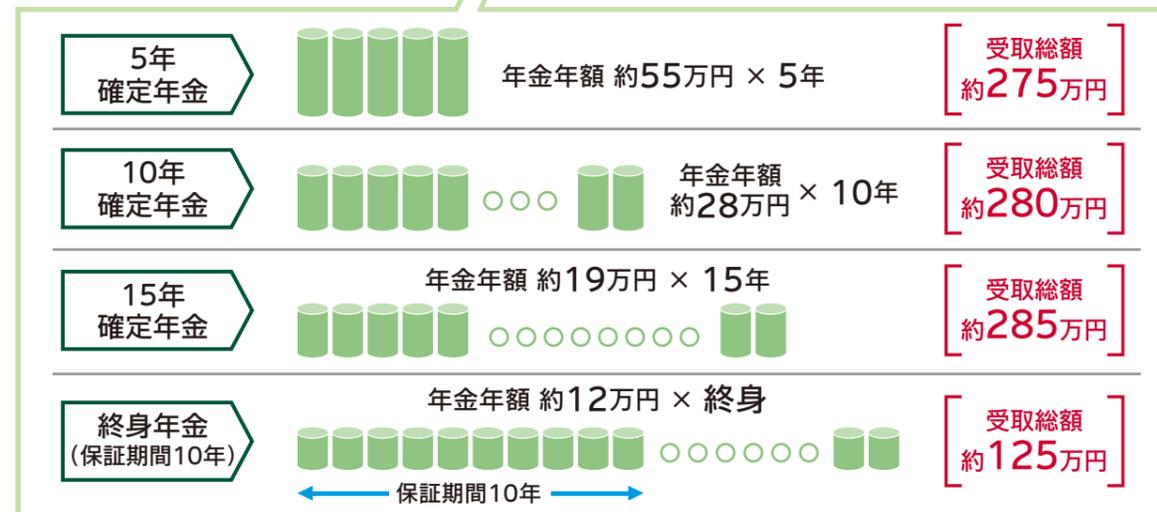
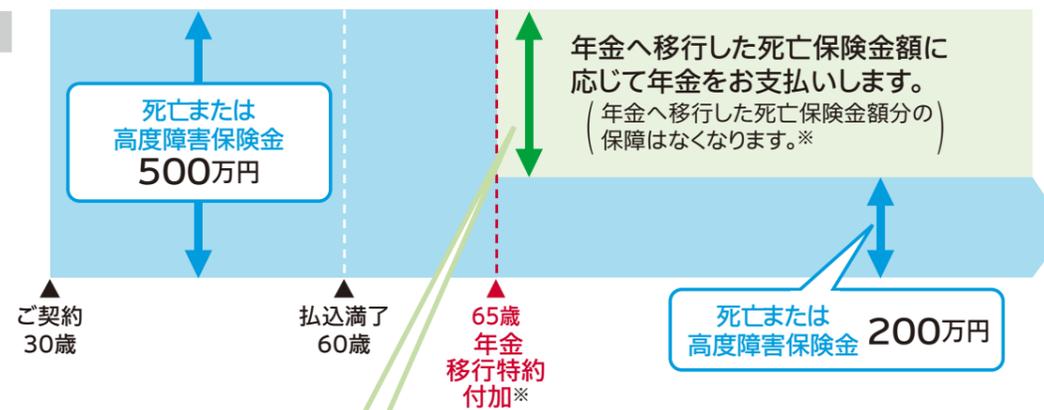
保険料払込期間満了後に「年金移行特約」を付加することにより、
 将来の死亡保険金などの保障の全部または一部を年金へ移行※することができます。

移行できる年金の種類 ■ 確定年金(5年、10年、15年) ■ 保証期間付終身年金(保証期間10年)

- この特約は保険料払込期間満了後に到来する年単位の契約応当日のうち契約者が指定する日に付加することができます(ご加入時に付加することはできません)。
- 1回目の年金支払日は、この特約を付加した日となり、1年ごとにお支払いします。
- 年金額は責任準備金額などをもとに計算しています。
- 年金額が10万円未満となる年金への移行はできません。

年金への移行例 (65歳のとき、保険金額の一部(300万円分)を年金に移行した場合)

イメージ図



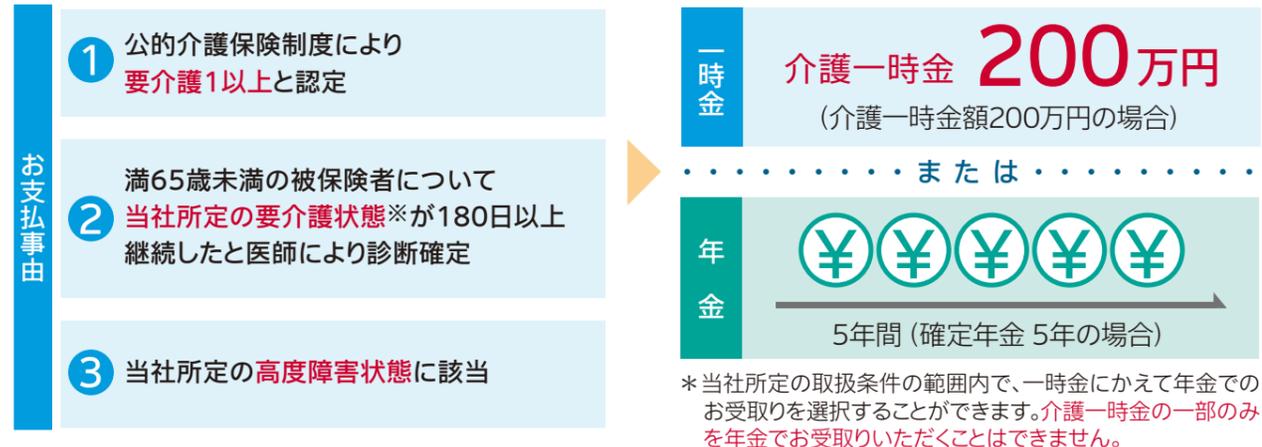
- 10年保証期間付終身年金の受取総額は保証期間である10年分を表示しています。保証期間経過後に被保険者が生存している間、引き続き年金が支払われます。
- 年金支払期間中(終身年金の場合は、保証期間中)に被保険者が亡くなった場合、残存期間(終身年金の場合は、保証期間の残存期間)に対する年金現価をお支払いします。
- 年金額は2025年1月時点の当社所定の予定利率などをもとに計算しています。実際には移行時点の当社所定の予定利率などをもとに計算するため、変動することがあります。

※保険契約の全部を移行した場合、その後の保障はなくなります。
 なお、介護一時金特約を付加している場合には、将来の保障の全部を年金に移行できません。

オプション③ 介護状態等になっても!

(介護一時金特約)

つぎのいずれかに該当した場合、**介護一時金**が受け取れます。
(介護一時金のお受取りは1回限りです。)



※「当社所定の要介護状態」とは約款別表に定めるつぎの①または②のいずれかに該当した場合をいいます。
①下記A～Eのうち、1項目以上が全部介助または一部介助の状態に該当したとき
A.歩行 B.衣服の着脱 C.入浴 D.食物の摂取 E.排泄
②器質性認知症、かつ意識障害のない状態において見当識障害があると診断確定されたとき
(注)当社所定の要介護状態の判断基準は、公的介護保険制度の要介護認定基準とは異なります。

●詳しくは約款別表「対象となる要介護状態」「対象となる高度障害状態」をご覧ください。
●この特約のお支払事由に該当した場合、特約が消滅し、以後のこの特約の保険料は不要です。



公的介護保険制度における「要介護度別の身体状態のめやす」

(公財)生命保険文化センター「介護保障ガイド」(2021年7月改訂版)

		身体の状態(例)	
要支援	1	要介護状態とは認められないが、社会的支援を必要とする状態	食事や排泄などはほとんどひとりでできるが、立ち上がりや片足での立位保持などの動作に何らかの支えを必要とすることがある。入浴や掃除など、日常生活の一部に見守りや手助けが必要な場合がある。
	2	生活の一部について部分的に介護を必要とする状態	食事や排泄などはほとんどひとりでできるが、日常生活に見守りや手助けが必要な場合がある。立ち上がりや歩行などに不安定さがみられることが多い。問題行動や理解の低下がみられることがある。この状態に該当する人のうち、適切な介護予防サービスの利用により、状態の維持や改善が見込まれる人については要支援2と認定される。
要介護	1	軽度の介護を必要とする状態	食事や排泄に何らかの介助を必要とすることがある。立ち上がりや片足での立位保持、歩行などに何らかの支えが必要。衣服の着脱は何とかできる。物忘れや直前の行動の理解の一部に低下がみられることがある。
	2	中等度の介護を必要とする状態	食事や排泄に一部介助が必要。立ち上がりや片足での立位保持などがひとりでできない。入浴や衣服の着脱などに全面的な介助が必要。いくつかの問題行動や理解の低下がみられることがある。
	3	重度の介護を必要とする状態	食事や排泄に一部介助が必要。立ち上がりや片足での立位保持などがひとりでできない。入浴や衣服の着脱には全面的な介助が必要。立ち上がりや両足での立位保持がひとりでほとんどできない。多くの問題行動や全般的な理解の低下がみられることがある。
	4	最重度の介護を必要とする状態	食事や排泄がひとりでできないなど、日常生活を遂行する能力は著しく低下している。歩行や両足での立位保持はほとんどできない。意思の伝達がほとんどできない場合が多い。

公的介護保険の仕組み

(公財)生命保険文化センター「介護保障ガイド」(2021年7月改訂版)をもとに当社で作成

公的介護保険は、市町村(東京23区は区)が保険者となって運営する社会保険制度です。現金による給付ではなく、介護サービスそのものが提供される。現物給付が原則です。40歳以上の人介護保険に加入し、被保険者となります。被保険者は年齢によって2区分に分かれます。

第1号被保険者 (65歳以上)

要介護状態になった原因を問わずサービスを利用できます。

第2号被保険者 (40～64歳)

要介護状態になった原因が初老期における認知症など、16種類の特定疾病に限りサービスを利用できます。

公的介護保険制度の受給対象者と受給要件

(公的介護保険の受給対象……○)
(公的介護保険の受給対象外……×)

原因	年齢	～39歳	40歳～64歳 第2号被保険者	65歳～ 第1号被保険者
16種類の特定疾病※		×	○ 要介護状態になった原因が、加齢に伴う特定疾病(16種)に限定しての受給対象	○ 要介護(要支援)状態になった原因にかかわらず受給対象
上記以外のあらゆる病気・ケガ		公的介護保険制度未加入のため受給対象外	×	
			上記以外(交通事故など)の原因とする要介護状態は受給対象外	

※16種類の特定疾病

- 1.がん【がん末期】
- 2.関節リウマチ
- 3.筋萎縮性側索硬化症
- 4.後縦靭帯骨化症
- 5.骨折を伴う骨粗鬆症
- 6.初老期における認知症
- 7.進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病【パーキンソン病関連疾患】
- 8.脊髄小脳変性症
- 9.脊柱管狭窄症
- 10.早老症
- 11.多系統萎縮症
- 12.糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
- 13.脳血管疾患
- 14.閉塞性動脈硬化症
- 15.慢性閉塞性肺疾患
- 16.両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

介護一時金のお支払事例

- 例1 83歳 男性
転倒をきっかけに歩行が不自由となり、自宅での療養を続けるうちに認知症を発症。要介護1と認定
- 例2 60歳 女性
転倒による大腿骨頸部骨折を負って入院し、補装具等を使用しても介助がなければ歩行が困難な状態が180日以上継続
- 例3 35歳 男性
交通事故に遭い、下半身不随となり、事故から180日を超えた時点で歩行することができず、車椅子を使用しなければならない状態が継続

介護一時金特約支払対象	(参考)公的介護保険制度受給対象
○	受給対象
○	受給対象外 (第2号被保険者であるが、受給要件である特定疾病(16種)ではないため)
○	受給対象外 (公的介護保険制度未加入のため)

●2024年7月現在の公的介護保険制度の概要を説明しています。詳細は市町村の公的介護保険制度の窓口までお問い合わせください。

オプション④ 要介護4または要介護5になっても! (介護前払特約)

特約
保険料は
不要です

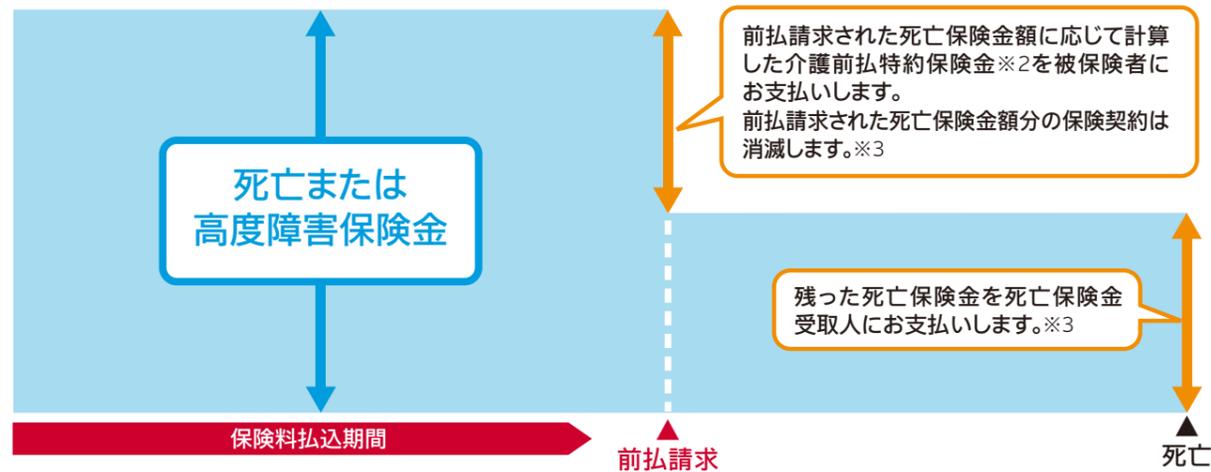
要介護4以上などの所定の事由になられた場合に、死亡保険金の前払請求ができます。

お支払事由 被保険者が65歳以上かつ保険料払込期間満了後に要介護4または要介護5の状態に認定されている場合※1、死亡保険金の全部または一部を「介護前払特約」の保険金として、被保険者にお支払いします。(他の契約と通算して3,000万円が限度となります。)

※1 「公的介護保険制度」による要介護認定または要介護更新認定を受け、要介護4または要介護5の状態に該当すると認定されている場合をいいます。「公的介護保険制度」とは、介護保険法(平成9年12月17日法律第123号)にもとづく介護保険制度をいいます。介護前払特約による保険金の請求日時点で要介護(更新)認定を受けていることが条件となります。

(要介護4または要介護5の身体状態のめやすは、9ページの「公的介護保険制度における「要介護度別の身体状態のめやす」をご覧ください。)

しくみ図



※2 介護前払特約による保険金のお支払額は、「前払請求された死亡保険金額」をもとに、当社所定の予定利率と請求日における被保険者年齢にもとづいて計算した金額となり、ご請求金額に対して少なくなります。

※3 死亡保険金額の全部を前払請求された場合には、ご請求日に保険契約は消滅します。そのため、保障は残りません。

ご契約例	▶ 保険期間: 終身	▶ 保険料払込方法: 口座振替月払
▶ 契約年齢: 30歳(男性)	▶ 保険料払込期間: 60歳まで	▶ 保険料: 12,550円
▶ 保険金額: 500万円	▶ 特定疾病診断保険料免除特約付加	

記載の数値は2025年1月現在のものです。

お受取額の例(死亡保険金の全部(500万円分)を前払請求された場合)

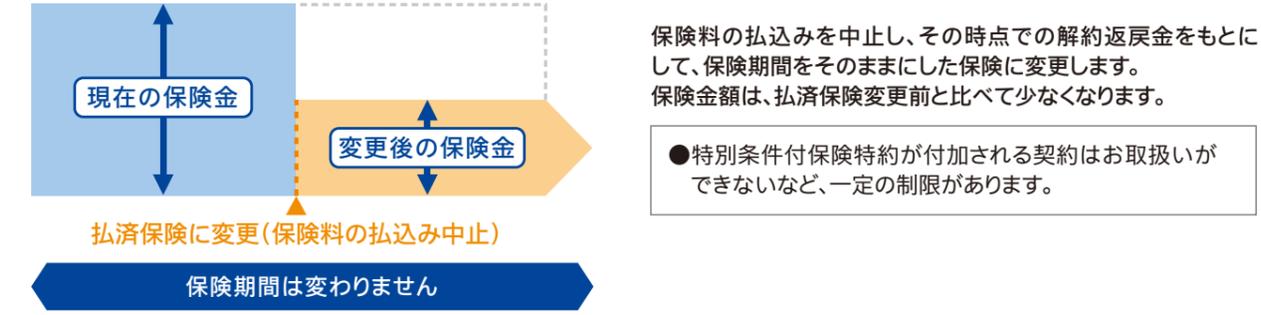
保険年度(年目)	年齢※4	前払請求された死亡保険金額	お受取額※5※6	参考 前払請求された死亡保険金額に相当する解約返戻金※5
36	65歳	500万円	約471万円	約457万円
51	80歳	500万円	約486万円	約481万円

※4 上記の年齢は年単位の契約応当日の年齢です。
 ※5 上記の数値は各保険年度の期末にご請求があったものとして計算しています。
 また、お受取額は2025年1月時点の計算によるものです。実際には請求日の計算によります。そのため、変動することがあります。
 ※6 前払請求された死亡保険金額に相当する解約返戻金と同額になる場合があります。
 ●リビング・ニーズ特約による保険金のご請求が行われている場合には、介護前払特約による保険金のご請求はできません。

保険料の「支払いに困ったとき」の4つの機能

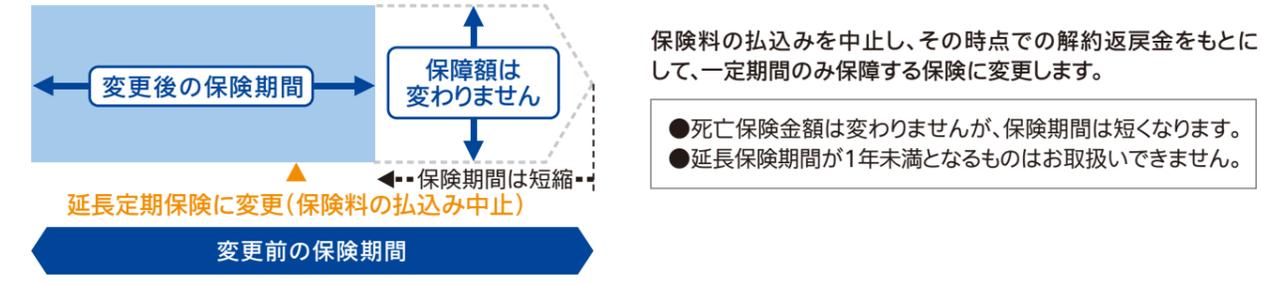
機能①

支払いが厳しくなったけど、一生涯の保障を残したい! → **払済保険**



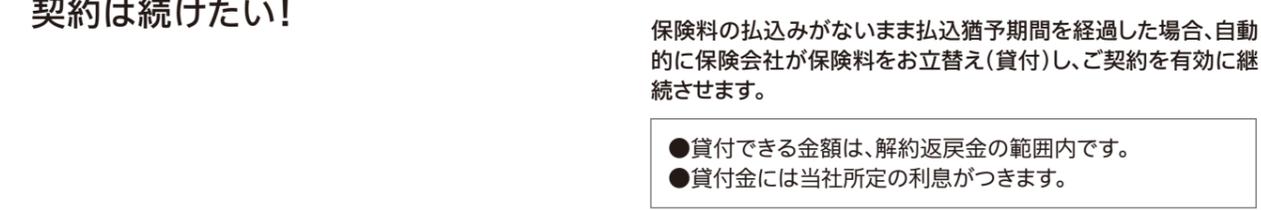
機能②

支払いが厳しくなったけど、今の保障額はしっかり守りたい! → **延長定期保険**



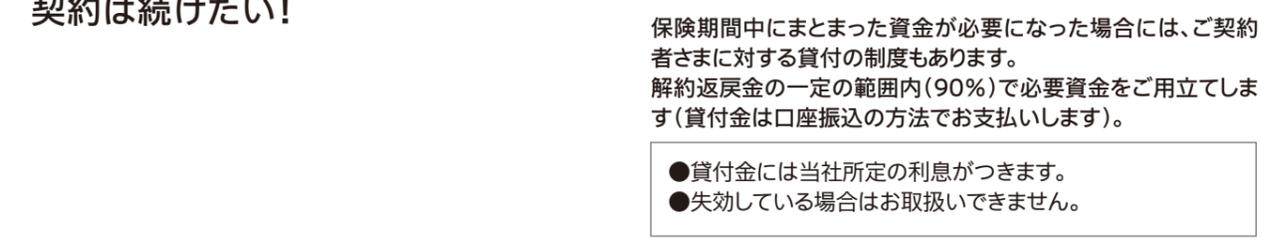
機能③

今は支払いができないけど、契約は続けたい! → **自動振替貸付**



機能④

急に資金が必要になったけど、契約は続けたい! → **契約者貸付制度**



⚠ 上記取扱いは2024年7月現在の取扱規定にもとづいています。当社の定める条件によりお取扱いできない場合もございます。詳細については、お問い合わせ先までご照会ください。

お客さま専用サービス **MYひまわり** と健康支援 サービスのご案内

「MYひまわり」は、いつでもお手元で「生命保険」の内容確認やお手続きができ、「健康」もサポートするアプリ・Webサービスです。

無料



生命保険と健康をつなぐアプリ

MYひまわりのご利用は、アプリが便利です ▶



わたしの生命保険

お手元ですぐに契約確認
各種お手続きも
スマートフォンで完結

〈代表的なお手続き例〉

ご契約内容の照会

給付金のご請求

住所・電話番号のご変更

改姓・受取人のご変更



わたしの健康

歩行管理

目標を決めて
毎日の歩数を記録



リスクチェック

STEP 1 健康診断結果を
カメラで撮影して簡単登録



STEP 2 5年以内の健康リスクを
AIが予測



- 各種お手続きのご利用は、ご契約者さまのみが対象です。
- 法人契約者さま専用のアカウントでは、アプリを利用することができません。
- 健康リスク予測(検査値異常リスク予測、罹患リスク予測)は、過去の健康診断結果の統計データと登録していただいた健康診断結果との比較から5年以内の健康リスクの予測を表示するものです。

アプリの情報をもとに最適な健康支援サービスのご案内

血糖値が
気になる...

有料

血糖コーチング



いつでもどこでも

血糖変動を可視化

生活習慣の
改善をサポート

血糖変動に応じたメッセージにより生活習慣の改善を促します。

- 契約者・被保険者のみ利用可能です。
- 本サービスは当社が提携するシンクヘルス株式会社のアプリ内で提供するものです。

高血糖は、生活習慣の乱れなどが原因で誰にでも起こる可能性があります。また、**糖尿病や心疾患などの発症リスクに繋がり、糖尿病を発症すると合併症を引き起こす場合もあります。**血糖値を安定させるためには、**バランスの取れた食事や適度な運動が良い**といわれています。

将来、がんにならないか
不安...

有料

がん早期発見をサポートする がんリスク検査サービス



自宅で完結

痛みがなく手軽

複数の部位を
チェック

一度の検査で、
●がんリスク
現在のがんリスクを調べることが可能です。
検査サービスは、当社の提携企業のサービスです。

がんは誰でも罹患する可能性がある病気です。発見が遅れると、症状が進行し治療が難しくなる場合があります。がん検診を受けることで、がんの早期発見や治療の選択をすることができます。がん検診は時間もお金もかかるため、**自宅で行えるがんリスク検査サービスをご紹介します。**がんの診断とは異なります。あくまでもリスクや可能性を計測する際には医師・医療機関で行ってください。

ご契約の確認や各種お手続きは、
Web版のMYひまわりでも可能です。

ご登録方法はこちら ▶



- 本パンフレットに記載のサービスは、2025年1月現在のものです。
- 各サービスは予告なく変更・終了する場合があります。また、予告なく提携企業を変更する場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- ご利用にあたってはアプリ内に記載の利用規約・注意事項もあわせてご確認ください。
- 当社が提携する企業のサービスについては、当社は責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください。

その他にもご利用いただける健康支援サービスのご案内しております。

ご検討にあたってご確認ください

必ず
ご確認ください

ご契約の際は「**ご契約に際しての重要事項(契約概要・注意喚起情報)**」
「**ご契約のしおり・約款**」をご覧ください

低解約返戻金型終身保険について

- この保険の保険期間は終身です。
 - この保険においてお支払いする保険金はつぎのとおりです。
- | 保険金 | お支払事由 | お支払額 |
|---------|-----------------------|------|
| 死亡保険金 | 被保険者が死亡されたとき | 保険金額 |
| 高度障害保険金 | 被保険者が所定の高度障害状態になられたとき | |
- 所定の高度障害状態について、詳しくは約款別表「対象となる高度障害状態」をご覧ください。
 - この保険には満期保険金および配当金はありません。
 - この保険の低解約返戻金期間(保険料払込期間)中の解約返戻金は、終身保険の解約返戻金の70%となります。
 - 死亡保険金と高度障害保険金は重複してお支払いしません。
 - 保険料払込期間満了後の解約返戻金は、終身保険の解約返戻金と同水準となります。(ただし、保険料払込期間満了日までの保険料をすべてお払込みいただくことを要します。)
 - 保険料の払込総額が、お支払いする保険金額を上回る場合がありますので、ご契約の際は十分ご確認ください。

保険料のお払込みの免除について

つぎの状態に該当した場合、以後の保険料のお払込みが免除され、保険料のお払込みは継続されたものとしてお取扱いします。

- ケガにより所定の身体障害状態に該当したとき

お支払事由などの変更について

公的医療保険制度または公的介護保険制度などの変更が将来行われたときには、主務官庁の認可を得て将来に向かってお支払事由または保険料払込免除事由を変更することがあります。

指定代理請求特約について

- この特約は、被保険者が受取人となっている保険金などの支払事由が生じた場合で、被保険者が保険金などを請求できない特別な事情があるときに、代理人が請求できるようにする特約です。
- 詳細につきましては、「ご契約のしおり・約款」で確認ください。

現在のご契約の解約等を前提とするお申込みについて

現在のご契約を解約または減額し、新たなお契約へのお申込みをご検討されている方は、「ご契約に際しての重要事項(注意喚起情報)」を必ずご確認ください。

生命保険募集人について

当社の生命保険募集人(社員・募集代理店)はお客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。保険契約はお客さまからの保険契約のお申込みを当社が承諾したときに有効に成立します。なお、当社の生命保険募集人の身分・権限などに関して確認をご要望の場合には、最寄りの支社もしくは本社までお問い合わせください。

金融機関を募集代理店として本商品にご加入されるお客さまはつぎの点にご留意ください

- 本商品は生命保険であり預金などではありません。したがって、元本保証はありません。また、預金保険法第53条に規定する保険金の支払対象ではありません。
- 本商品の契約お申込みの有無が、取扱金融機関とのその他の取引に影響を与えることはありません。
- 金融機関が本商品を募集する場合においては、法令によりお客さまの範囲ならびにご契約の条件が制限される場合があります。

SOMPOひまわり生命保険株式会社

〈公式ウェブサイト〉 <https://www.himawari-life.co.jp/>

SOMPOグループの一員です。

お問い合わせ先